論説 提言 第17回

このコーナーでは「日本が目指すべき姿と社会のあり方、そこで必要とされるインフラと実現に向けた方策、そして その際に果たすべき建設コンサルタントの役割とは」をテーマに、各専門分野の視点からの提言を掲載しています。

日本の技術復権に向けて

~これからの建設コンサルタントの道筋~

先進国といえなくなった日本

わが国は1990年代半ばを境として成長が止まり、今や「技術立国」としての存在感を失いつつある。このたびのコロナ禍においても、諸外国に比べてIT等において先進国とはいえない状況が露呈した。インフラの整備・管理はストック効果とフロー効果の両面において、わが国の経済力を強化するものである。効率的に良質な整備・管理を行うことにより、生産性が向上し、技術開発が進み、それがわが国の技術復権につながる。

インフラの整備・管理において、建設コンサルタントは調査計画から設計、そして施工を経て管理に至るプロセス全体に関与する設計者として、わが国の技術復権のために重要な役割を担う立場にある。しかし、1990年代半ば以降の公共事業予算削減や行き過ぎた競争により建設コンサルタントは疲弊し、現在は担い手不足に苦しんでいる。建設コンサルタントが重要な役割を果たし得るよう、有能な技術者を確保し、技術力を向上することが重要であり、そのために建設コンサルタント選定方式や技術者資格制度等の改革が急務である。

建設コンサルタント選定方式

フランスの著名な数学者マンデルブロが、"Every nice piece of work needs the right person in the right place at the right time." と言った。良い仕事をするには 適時適所に人を得ることが肝要ということである。良質 なインフラの設計には、業務に応じた適材の技術者を 得ることが重要である。

かつての古いしきたりの時代には、不透明であったものの、発注者が必要と考える技術者に仕事を発注することができた。建設コンサルタントの選定に指名競争入札が多用され、随意契約も弾力的に適用されたからである。

しかし、1993年の入札契約制度改革以降は一変し、 入口を公開して客観性が重視されるようになり、発注 者の裁量が制限されるようになった。それにより行き過 ぎた価格競争が発生し、その後の公共事業費の削減 と相俟って建設コンサルタント各社は疲弊した。国直轄

木下 誠也 (KINOSHITA Seiya)
日本大学危機管理学部 教授



1953年、大阪府生まれ。東京大学大学院工学系(土木工学)修士課程修了。 建設省に入省。大臣官房環境安全技術調査官、建設技術調査官、河川局河川 計画調整室長、総合政策局国際建設課長、中部地方整備局企画部長、関東運 輸局次長、沖縄総合事務局次長。近畿地方整備局長を歴任。退官後は財団法

人ダム水源地環境整備センター、愛媛大学防災情報研究センター、日本大学

生産工学部を経て、2016年より現職。博士(工学)。

事業においては、そうした弊害を軽減するべく、技術重視で受注者を選定しようと、価格のみの競争によらないプロポーザル方式や総合評価落札方式の活用を拡大してきた。国土交通省直轄事業の建設コンサルタント関係業務等の2018年度の発注方式別の割合をみると、件数ベースでプロポーザル方式22.2%、総合評価落札方式53.3%、価格競争方式8.5%、他に随意契約5.8%である1)。

一方、地方公共団体については、技術重視の選定方式の導入はほとんど進んでいない。都道府県・政令市であっても、建設コンサルタンツ協会が調べた土木コンサルタントの契約方式別発注件数をみると、未だに価格競争方式が85.7%を占めている(図1)。多くの地方公共団体において技術提案を審査する体制が十分でないため、技術審査体制の支援策が求められる。

また、技術と価格の競争である総合評価落札方式に ついては、落札額の事実上の下限である調査基準価格 の直上での落札が多く、技術競争が十分に機能してい ない。海外の手法を参考にするなどにより評価方法を 見直す必要がある。

技術者資格制度等の拡充3)

建設コンサルタントの選定は、技術者の評価が決め 手になる。高度な技術を要する業務について、現在の仕 組みでは不十分だ。例えば、橋梁設計については橋梁 の専門機関が高度な専門技術者を認定するとか、氾濫 解析についてはノウハウを有する専門組織がお墨付き

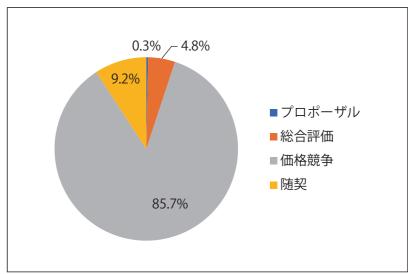


図1 都道府県・政令市における建設コンサルタントの発注方式別発注件数2)

を与えるといった仕組みがあれば、プロポーザル方式等 の評価において活用し得る。

前述したように古いしきたりの時代には、特定の技術者個人を選定することができた。しかし、現在は技術者の能力を資格制度等によって明確化することにより透明性を確保する必要がある。高度な専門技術者をプロポーザル方式等において高い加点で評価することによって、適切な人材を選ぶことができる。高度専門技術者をいかに評価するかが肝要だ。

また、近年、地方公共団体等が災害復旧・復興等の 大規模事業を実施する際に、発注業務を遂行する技術 力が不足することが多く、高度なマネジメント業務を外 注するケースが増大している。国直轄事業においても、 大規模災害発生後に、発注者だけでは対応しきれず、 事業促進PPPとして民間の支援を求めることがある。こ のような高度なマネジメント力を要する業務が増大して いるが、現在、マネジメント力を評価する仕組みがない。 これらのニーズに対応して、高度なマネジメント資格を 設けて資格付けや人材のマッチングを行うための組織 を設ける必要がある。

技術者の報酬の見直し

従来考えられていた以上に高度な業務を委託する場合は、当然、現在の主任技術者よりも高い報酬とする必要がある。人数×日数という考え方だけでは不十分である。業務の性質によっては、弁護士に適用されているような「成功報酬」が支払われてよいのではないか。VE (Value Engineering) の対価を支払うなどによって、技

術開発のインセンティブになるはずである。

今後の建設コンサルタントの発展に向けて

建設コンサルタントは、経済社会の発展に極めて重要な役割を果たしているにもかかわらず、世間の認識は十分でない。今後、技術者資格等に関する法制度や組織の整備、報酬の見直しとあわせて技術重視による建設コンサルタント選定方式を拡大するなどの改革が急務である。有能な技術者が適正に評価され、相応の報酬が得られれば担い手が確保され、それによって、建設コンサルタントがICTを含め技術を発展させ、インフラの整備・管理における品質確保と生産性向上を牽引することができる。

<参考文献

- 1) 国土交通省直轄工事等契約関係資料 令和元年度版 1.各部局工事契約状况等 (統合版)
- https://www.jcca.or.jp/files/achievement/annual_report/pdf/wp2019_03_3 a.pdf
- 2) 一般社団法人建設コンサルタンツ協会 令和元年度建設コンサルタント白書, P. 3-42 \sim 43
- https://www.jcca.or.jp/files/achievement/annual_report/pdf/wp2019_03_3-3.ndf
- 3) 土木学会 建設マネジメント委員会 公共事業における技術力結集に関する研究小委員会報告書,2020年3月,P.55~56 http://committees.jsce.or.jp/cmc/node/10

Civil Engineering Consultant VOL288 July 2020 003